

海 外 出 張 報 告 書

出張目的： IASB 会議（2016 年 6 月）傍聴

日 時： 2016 年 6 月 20 日（月）、6 月 22 日（水）

場 所： ロンドン IASB 本部

出 張 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 谷 智之

IASB 会議（2016 年 6 月）傍聴報告

日時：2016 年 6 月 20 日（月）、6 月 22 日（水）

スケジュール： 付録 1 を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2016 年 6 月 20 日と 22 日に英国ロンドンの IFRS 財団の事務所で公開の会議を開催した。

議論のトピックは以下のとおりであった。

- のれん及び減損
- 保険契約
- 年次改善 — IAS 第 12 号「法人所得税」— 配当から生じる法人所得税への影響の表示
- 「概念フレームワーク」— 収益及び費用の定義と財務業績に関する情報
- 資本の特徴を有する金融商品（口頭によるアップデート）

【6 月 20 日（月）】

のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）

（FASB との合同セッション）

2016 年 6 月 20 日に、IASB は、米国財務開会基準審議会（FASB）と合同の教育セッションを開催した。このセッションの目的は、両審議会が 2015 年 9 月の最後の合同会議以降のそれぞれのプロジェクトについて互いにアップデートすることである。

FASB には、企業結合における識別可能な無形資産、のれんの会計処理、のれんの減損の会計処理についてのアクティブ・プロジェクトがアジェンダにある。IASB は、これら 3 つのトピックをのれん及び減損プロジェクトにおいて検討している。

両審議会は、プロジェクトの要約と進捗状況報告書について議論した¹。何も決定は行われなかった。

今後のステップ

両審議会は互いの作業を引き続きモニターしていく。

¹ 会議で出た主な意見に関しては、付録 2 を参照

【6 月 22 日（水）】

保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

IASB は 2016 年 6 月 22 日の会議で、今後公表予定の保険契約基準の文案作成プロセスで生じた狭い範囲の論点を検討した。

アジェンダ・ペーパー2A：契約上のサービス・マージンの測定についての集約のレベル

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 契約上のサービス・マージンの調整と配分の目的は、報告期間の末日現在の契約上のサービス・マージンが、契約グループについて提供される将来のサービスに係る利益を表すことであるべきである。
- b. 企業は、契約上のサービス・マージンの測定を、不利な契約の判定に使用されるグループを用いて行うべきである。したがって、企業は、契約上のサービス・マージンの測定を、契約開始時に次のものを有する保険契約をグルーピングして行うべきである。
 - i. 主要な仮定の変更に対して金額及び時期の点で同様に反応するであろうと企業が予想する期待キャッシュ・フロー
 - ii. 同様の期待される収益性（すなわち、期待される収益の合計額に対する契約上のサービス・マージンの割合）。企業は、実務上の便法として、保険料に対する期待リターン（すなわち、期待される保険料に対する契約上のサービス・マージンの割合）を使用することができる。
- c. 企業は、契約グループの契約上のサービス・マージンを純損益計算書に配分する際に、期末現在でグループに残存している契約の予想される存続期間及び規模を反映すべきである。

11 名の IASB メンバーがこれらの決定に賛成し、3 名の IASB メンバーが反対した。

アジェンダ・ペーパー2B：直接連動の有配当性を有していない保険契約についての契約上のサービス・マージンの帳簿価額の変動

IASB は、今後公表予定の保険契約基準において、以下に関する履行キャッシュ・フローの変動についてのガイダンスを改訂することを暫定的に決定した。

- a. 将来のサービス（したがって契約上のサービス・マージンを調整する）
- b. 現在及び過去のサービス（したがって契約上のサービス・マージンを調整しない）

11 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、3 名の IASB メンバーが反対した。

アジェンダ・ペーパー2C：保険の金融収益又は費用の表示及び開示

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業は、リスク調整の変動を金融要素と引受要素とに分解する必要はない。
- b. 企業は、リスク調整を分解しない場合には、リスク調整の変動全体を引受活動の結果の一部として表示すべきである。
- c. 企業は、リスク調整の変動を金融要素と引受要素に分解しているのか、それとも、引受活動の結果の一部として表示しているのかを開示すべきである。
- d. 保険の金融収益又は費用を純損益と OCI との間で分解することの目的は、保険の金融収益又は費用を原価測定基礎で純損益に表示することであるべきではない。むしろ、目的は、予想される保険の金融収益又は費用の総額を契約期間にわたって規則的に配分した金額を純損益に表示することであるべきである。
- e. 今後公表予定の保険契約基準では、この文脈において、規則的な配分額は次のようなものであるというガイダンスを示すべきである。
 - i. 契約のキャッシュ・フローに影響を与えない要因を参照せずに、契約の特徴を基礎とする。例えば、予想される金融収益又は費用の総額の配分は、資産から認識されると見込まれるリターンが当該キャッシュ・フローに影響を与えない場合には、その認識されると見込まれるリターンを基礎とすべきではない。
 - ii. 契約期間にわたり OCI に認識される金額が、合計ではゼロとなる。
- f. 今後公表予定の保険契約基準では、次のような追加的なガイダンスを示すべきである。
 - i. 金融面の仮定の変更が保険契約者に支払われる金額に多大な影響を与えない保険契約については、規則的な配分額は契約の開始時に適用される割引率を用いて算定する。
 - ii. 金融面の仮定の変更が保険契約者に支払われる金額に多大な影響を与える保険契約については、規則的な配分額は次のいずれかの方法で算定することができる。
 - 1. 残存している改訂後の予想される金融費用を契約の残存期間にわたり一定の率で配分する利率を使用、又は
 - 2. 契約で保険契約者に支払うべき金額の算定に予定利率を使用している場合には、当該期間に保険契約者に付与した金額と将来の期間に付与すると見込まれる金額に基づく配分額を使用

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 財務業績の計算書に認識した保険の金融収益又は費用の総額の分析（最低限、以下に分解して）の開示を企業に要求しない。
 - i. 現在の割引率を用いて計算した金利の発生計上

- ii. 当期における割引率の変更が保険契約の測定に与える影響
 - iii. 報告期間における契約上のサービス・マージンを調整する期待キャッシュ・フローの変動について、それらの保険契約の当初認識時に適用した割引率を用いて測定した現在価値と、現在の割引率を用いて測定した現在価値との差額
- b. 企業は報告期間における保険の金融収益又は費用の総額を説明すべきであるという目的を今後公表予定の基準に含める。当該目的を達成するために、企業は次のことをすべきである。
- i. 保険の金融収益又は費用と、企業が保有している関連する資産に係る投資リターンとの関係を説明する。純損益及びその他の包括利益に認識している金融収益又は費用の純額の源泉を理解するために十分な情報を投資者に提供するためである。
 - ii. 企業が純損益に表示している保険の金融収益又は費用の計算に使用している手法の説明を開示する。

12 名の IASB メンバーがこれらの決定に賛成し、2 名の IASB メンバーが反対した。

アジェンダ・ペーパー2D：再保険契約と変動手数料アプローチの適用範囲

IASB は、企業は発行した再保険契約や保有している再保険契約には変動手数料アプローチを適用すべきでないと暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

スタッフは、暫定決定を改訂後のワーキング・ドラフトに反映するとともに、選定した外部の関係者から改訂後のドラフトのいくつかの側面に関してインプットを求めるための基礎として当該ドラフトを使用する。IASB は、テストと継続的に行われる文案作成プロセスから生じる追加的な整理論点の議論を 2016 年の第 3 四半期に行う予定である。その時に、IASB は、基準の強制的な発効日を設定することを目指している。

年次改善——IAS 第 12 号「法人所得税」——配当から生じる法人所得税への影響の表示（アジェンダ・ペーパー12A）

IASB は、IAS 第 12 号「法人所得税」の第 52B 項の表示の要求事項が適用される状況を明確化するように IAS 第 12 号を修正するという解釈指針委員会からの提案を議論した。具体的には、IASB は、当該要求事項が IAS 第 12 号の第 52A 項に記述されている状況を超えて適用されるのかどうかを検討した。

IASB は、企業は、IAS 第 12 号の第 52B 項の表示の要求事項を、第 52A 項に記述されている状況を超えて適用すべきである（すなわち、企業はそれらの表示の要求事項を配当の法人所得税への影響すべてに適用すべきである）という解釈指針委員会の結論に同意した。

IASB は、この修正案を次回の年次改善のサイクル（2015－2017 年）に含めることも暫定的に決定した。さらに、IASB は、企業は修正案を遡及適用すべきであること及び早期適用を認めるべきであることを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員が、これらの決定に賛成した。

今後のステップ

IASB は、公開草案「IFRS の年次改善 2015－2017 年サイクル」に関して行ったデュー・プロセスのステップを将来のボード会議で検討する。

「概念フレームワーク」——収益及び費用の定義と財務業績に関する情報（アジェンダ・ペーパー10）

2016 年 6 月 22 日に、IASB は、収益及び費用の定義と財務業績に関する情報について議論した。

アジェンダ・ペーパー10B：収益及び費用の定義

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 収益及び費用の定義は、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（ED）で提案した定義とすべきであることを確認する（14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した）。
- b. 収益及び費用を生じさせる可能性のある典型的な種類の取引及び他の事象の議論を改訂「概念フレームワーク」には含めない（8 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、6 名の IASB メンバーが反対した）。

IASB は、収益及び費用の定義を補強するガイダンスが、改訂「概念フレームワーク」の他の箇所における収益及び費用の議論を参照すべきかどうかを検討するようスタッフに指示した。10 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、4 名の IASB メンバーが反対した。

アジェンダ・ペーパー10C：財務業績に関する情報

IASB は、改訂「概念フレームワーク」では次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 純損益計算書を当期の企業の財務業績に関する情報の主要な源泉として記述するが、当該計算書の目的を示すことはしない。13 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、1 名の IASB メンバーが反対した。
- b. 収益及び費用は純損益計算書に含めるべきであるという原則を示す。ただし、当期の純損益計算書で提供される情報の目的適合性又は忠実な表現が、資産又は負債の現在価額の変動をその他の包括利益（OCI）に含めることによって高められる場合は除く。この原則は、ED で提案した純損益計算書の使用に関する反証可能な推定を置き換える

ものとなる。改訂「概念フレームワーク」では、これが生じると見込まれるのは例外的な状況のみであると記載する。14 名の IASB メンバー全員が、この決定に賛成した。

- c. 収益及び費用を OCI に含めることに関する決定は、基準設定の際に IASB のみが行うことのできるものであると記載する。こうした決定を行う際に、IASB は、資産又は負債の現在価額の変動を当期の純損益計算書から除外することが、なぜ当該計算書で提供される情報の目的適合性又は忠実な表現を高めるのかを説明することが必要となる。12 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、2 名の IASB メンバーが反対した。
- d. 原則として、OCI に含めた収益及び費用は、リサイクルによって当該期間の純損益計算書の情報の目的適合性又は忠実な表現が高まる場合にリサイクルすべきであると記載する。この原則は、ED で提案したリサイクリングに関する反証可能な推定を置き換えるものとなる。11 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、3 名の IASB メンバーが反対した。
- e. OCI に含めた収益及び費用がリサイクルされない場合があることを記載する。例えば、当該期間の純損益計算書で提供される情報の目的適合性又は忠実な表現を高めるためにリサイクリングを行うべき期間又はリサイクルすべき金額を識別するための明確な基礎がない場合である。10 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、4 名の IASB メンバーが反対した。
- f. OCI に含めた収益及び費用をリサイクルすべきかどうか、いつリサイクルすべきなのかに関する決定は、基準設定の際に IASB だけが行うことのできるものであると記載する。こうした決定を行う際に、IASB は、リサイクリングが当該期間の純損益計算書で提供される情報の目的適合性又は忠実な表現を高めることとなる理由を説明することが必要となる。13 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、1 名の IASB メンバーが反対した。

IASB は、リサイクリングについて明確な基礎を識別できないことは、そうした収益又は費用を OCI に含めるべきではないことを示唆している可能性があるという ED での記載を削除することも暫定的に決定した。12 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、2 名の IASB メンバーが反対した。

今後のステップ

7 月のボード会議で、IASB は資産の定義及び補強的なガイダンス、認識、並びに測定基礎を選択する際に考慮すべき要因について議論する。

資本の特徴を有する金融商品（口頭によるアップデート）

IASB は、資本の特徴を有する金融商品に関するリサーチ・プロジェクトの状況について口頭によるアップデート（2016 年 6 月 16 日の CMAC と GPF の最近の合同会議での議論の要約を含む）を受け取った。何も決定は行われなかった。

以 上

付録1 スケジュール

6 月 20 日（月）

時間	アジェンダ項目
13:00-15:00	のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）（120 分）

6 月 22 日（水）

時間	アジェンダ項目
09:00-11:00	保険契約（アジェンダ・ペーパー2）（予定 90 分→120 分）
11:00-11:10	休憩
11:10-11:30	IFRS 適用上の論点（アジェンダ・ペーパー12）（予定 60 分→20 分）
11:30-13:05	概念フレームワーク（予定 120 分→95 分）
	資本の特徴を有する金融商品（口頭によるアップデート）

以 上

付録 2 のれん

のれん及び減損に関する FASB との共同セッションで聞かれた主な意見

1. 2016 年 6 月の共同の教育セッションにおいて、IASB 及び FASB のボード・メンバーから示された主な意見は、次のとおりである。

企業結合におけるのれん及びその他の無形資産

（のれん及び減損に関する定量的な分析について聞かれたコメント）

2. IASB スタッフからの説明の後、2016 年 5 月の IASB ボード会議において当委員会事務局及び EFRAG 事務局が共同で報告したのれん及び減損に関する定量的な分析について、いくつかのコメントがあった。
 - ・ のれんが費用化されるまでの平均期間が 5 年～72 年との分析について、あくまで平均であって、のれんの中にはそもそもライトオフされる必要のないものもあることから平均期間が長くなっている可能性があることに注意が必要である。
 - ・ 分析ではのれんが爆発的に増えていないように見えるが、調査対象の 2007 年から 2014 年の期間には経済状況が深刻な時期が含まれており、この時期にのれんが安定的ということは減損が十分でないことを示している可能性もある。
 - ・ のれんが費用化されるまでの平均期間の分析では、のれんの中身が新規の買収により継続的に入れ替わっていることが考慮されていない。また、のれんの減損がどの程度遅れているかを示す分析はなかった。マクロ指標と比較して、のれんの減損の遅れがせいぜい 1 年程度である可能性もある。現行の制度が全体として機能していないことを示す証拠はない。
 - ・ のれんの金額が増加していることや、多くの米国企業において純資産の 50%超ののれんが計上されていることに留意する必要がある。買収によりのがれんが計上されるとともに株価が上がり、その後の買収でより多額ののれんが計上されるというメカニズムは、バブル生成メカニズムに類似している点を警告したい。
 - ・ 米国のハイテク企業が多額ののれんを計上しており、のれんが増加していることは理解していたので、FASB 側では定量的な分析の結果に驚きは感じていない。

（FASB 側の議論）

3. FASB スタッフからの説明の後、FASB のボード・メンバーから主に次の意見が聞かれた。
 - ・ その他の無形資産として計上されているものの中には資産の定義を満たさないと考えられるものが含まれている。FASB において識別可能無形資産の範囲を狭める議論は、そうした「契約に基づくものでなく、かつ、企業全体から分離して売却できない項目」をのれんに含める方向の議論であることを示すことが、関係者の理解に資すると考える。
 - ・ 非公開企業において、特定の無形資産を区別して識別せずのれんに含める選択をしたときは、のれんを償却することが要求される。公開企業において、特定の無形資産をのれんに含めることと、のれんの償却は必然的にリンクするのか。（スタ

ップより、一定の関係性はあるが、のれんに含める無形資産の規模にもよるとの説明があった。）

- ・ 今後の議論ではまず、何の目的で何を測定しようとするのかについて合意すべきである。取得時点で存在していたのれんの事後の価値を測定しようとするのであれば、価値の減少の測定方法を検討することになるのではないかと。何らかの形でのれんが減損を要するかどうかを判定するのであれば、のれんと公正価値を比較する方法を検討することになるのではないかと。
- ・ 資産の価値の減少を会計に反映しようとしているのか、のれんの会計処理に係るコストを低減しようとしているのか、いかなる問題を解決しようとしているのかについて合意する必要がある。のれんについて利用者から必ず聞く意見は、分析において償却は戻し入れるだろうということである。また、減損には確認的価値があるとの意見も聞く。非 GAAP 指標を増やさないためにも、コストを低減することに注力することが適切ではないかと。
- ・ アプローチの方向性を決める前にまず、のれんが経済的に何を表しているのかについて利用者の考えを知る必要がある。個人的には買収後 1～2 年の利益を表すと考えている。
- ・ いかなるアプローチにも反対意見があり、方向性を決めることは難しい。コストの低減は重要であるが、その目的なら即時直接償却が最も適格的であろう。しかし、これは社会的に受け入れられないだろう。
- ・ 個人的には償却派だが、いかなるアプローチにも反対意見があることは理解している。FASB が検討しているアプローチに対する利用者の反応をリサーチすることが必要ではないかと。

また、IASB のボード・メンバーから次の意見が聞かれた。

- ・ FASB における識別可能資産を狭める議論に関連して、近年、顧客データベースの価値が高まっていることを踏まえると、顧客データベースが契約に基づかない無形資産であるからといって、のれんに含めることには懸念がある。（FASB 側から、顧客データベースのように分離して売却できる無形資産までをのれんに含めることを検討しているわけではないとの説明があった。）

（IASB 側の議論）

4. FASB 側の議論の後、IASB のボード・メンバーから主に次の意見が聞かれた。

- ・ 利用者はのれんの減損を予期しているというが、予期されているとしても、作成者からはのれんの減損の計上は望ましくない事象と捉えているとの意見を聞く。そのことは、のれんの減損に情報価値があるということの意味しているのではないかと。
- ・ 永久に存続するものはない。償却と減損の組み合わせが適切である。買収時には価値あるものに対して支払いを行うのだから即時直接償却には反対である。FASB ボード・メンバーの間で、非 GAAP 指標の増加につながらないようにすべきとの意見が聞かれたが、非 GAAP 指標は常に存在する。むしろ、明確かつ簡易に非 GAAP 指標を生成できるならば、問題はない。
- ・ IASB と FASB は、減損テストのコストを低減することを目的としているという意味

で、概ね同じ問題を解決しようとしていると理解している。（FASB 側から、現在提案しているのれんの減損の簡素化は、減損テストのコストを低減し、IASB における減損テストとの差異を縮小しようとするものであるとの説明があった。）

- ・ のれんについて事後の価値を直接的に測定する方法を検討することが目的であるべきと考える。現行の会計処理の下では、買収時と比較して、デイ 2 以降ののれんの測定値の有用性が低い。現行の米国会計基準におけるのれんの減損テストのステップ 2 が出発点になると考えている。（FASB 側から、デイ 2 以降ののれんの測定値の有用性が低い点について、同意する意見があった。）
- ・ のれんや無形資産の事後の会計処理について変更せず、減損テストの改善を図ることが適切と考えている。FASB が廃止を提案している米国会計基準におけるのれんの減損テストのステップ 2 は、有用性を考慮して選択適用可としてはどうか。
- ・ のれんの即時直接償却に懸念がある。買収初日に多額の即時直接償却費を計上するなら、その費用には情報価値はないのではないか。
- ・ 投資家の分析において、のれんの償却は無視され、のれんの減損は確認的価値しなく、のれんの計上額は新たに生成された資産に入れ替わっているかもしれないが更新されず有用な金額ではない。即時直接償却は投資家の分析を妨げるわけではないが賛成しない。のれんを財務諸表に計上し、重要な減損損失が生じた際に経営者にアカウンタビリティを要求することが対話の手段となるからである。
- ・ IASB と FASB の双方において、のれんの減損損失に情報価値があるとの見解が共通に存在する。のれんの減損について、その測定等の議論の前に、その情報が持つ意味を整理すべきではないか。

のれんの減損テストの改善

（FASB 側の議論）

5. IASB スタッフから、取得前ヘッドルーム・アプローチ（PH アプローチ）を含む検討中のアプローチについて説明があり、その後、FASB のボード・メンバーから主に次の意見が聞かれた。
 - （1）簡素化と精緻化という、相反する目的のいずれを目的とするかという問題に戻る。FASB はステップ 2 を廃止する提案を行い、簡素化の方向に進んでいる。ステップ 2 と PH アプローチを組み合わせる計算を精緻化すること自体は可能かもしれないが、簡素化に向かう FASB の方向性とは逆である。また、取得したのれんをレポーティング・ユニット全体から分離して精緻に測定する方法を模索するよりは、個人的にはむしろ償却アプローチを検討する方が適切と考える。
 - （2）実務的な観点から PH アプローチには問題がある。多大なコストが追加されるが、それに見合う便益がない。FASB が進もうとしている方向性と逆である。

（IASB 側の議論）

6. FASB 側の議論の後、IASB のボード・メンバーから主に次の意見が聞かれた。

- (1) PH アプローチによってコストが追加となるだろうが、スタッフの分析にもあるように、コストの増加はそれほど大きくない可能性がある。取得前に企業に存在していたヘッドルームによってのれんの減損が隠されるという問題点に対処できるという大きい便益がある。
- (2) 現行の減損テストの下でのれんの減損が隠されている可能性があるという問題に対処するために、コストが一定程度追加となったとしても、PH アプローチを継続して検討すべきである。
- (3) 減損テストに係るコストの低減のみならず、買収に関する企業のアカウンタビリティを強化することが重要であると考え。そのためには、分離して識別する無形資産の制限や米国の減損テストへのコンバージェンスの検討とともに、PH アプローチを継続して検討すべきである。
- (4) PH アプローチは、のれんを既存の資金生成単位（CGU）に配分した場合にのみ有効であり、新たな取得を新規の CGU とするバイアスが働くのではないか。
- (5) のれんを既存の CGU に配分すると、将来ののれんの減損を隠す結果となることから、既存の CGU に配分しようとするバイアスが存在する。PH アプローチはこの問題に対処している。新規の CGU に配分すれば、将来ののれんの減損を隠すものはないから、PH アプローチが新たな取得を新規の CGU とするバイアスがあったとしても問題にならない。
- (6) スタッフの提案は、取得当初に計算した PH について事後の再計算は行わないというものであるが、事後に再計算しないと意味のある減損損失の金額を算定できないし、事後に再計算すると多大なコストの追加になる。
- (7) PH アプローチによりコストが追加となるかもしれないが、減損の兆候がある場合に限って減損テストを行うように見直すことでコストの低減が可能かもしれない。
- (8) IASB と FASB が減損テストの改善に関して、精緻化と簡素化という異なる方向性に進んでいるとのコメントがあったことに関連して、IFRS の減損の目的が回収可能な金額を算定することにあるのに対して、米国会計基準の減損の目的が帳簿価額を改訂して公正価値を新たな帳簿価額にすることにあるという、目的の相違があることにも留意が必要ではないか。
- (9) PH アプローチのコストがそれほど大きくない可能性がある点について、さらに検討すると、より多くの賛同が得られるのではないか。
- (10) PH アプローチの便益が大きいかどうかを検討するために、のれんの減損がどの程度遅れているかについて調査すべきではないか。
- (11) PH アプローチが捉えようとしている要素の一部は、現行の米国会計基準におけるのれんの減損テストのステップ 2 と同じである。
- (12) 米国会計基準ののれんの減損テストにおいてはステップ 2 の前にステップ 1 があり、PH アプローチとは異なる。

以 上